

午前10時00分 開議

○議長（石川交三君） おはようございます。

本日の議事日程については、タブレットをご覧ください。

ただいまの出席議員数13名、会議は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

はじめに、町長より昨日の行政報告について発言を求められております。

お諮りいたします。町長の行政報告について、日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちにこれを許すことにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、町長の行政報告を許します。

渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） おはようございます。

貴重なお時間を拝借いたしまして、昨日の行政報告の内容に変更がありましたので報告させていただきます。

商工振興課関係、観光振興事業におきまして、市神祭について、6月12日日曜日に実施がある旨を報告申し上げましたが、主催者である湖東3町商工会から、関係者において新型コロナウイルス陽性者が発症したことから市神祭の中止を決定した旨の連絡がありましたので、取り急ぎ報告させていただきます。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 町長の行政報告は終わりました。

これより一般質問を行います。

一般質問の発言の順序は、議会運営委員長報告のとおり、5番椎名志保議員、6番荒川滋議員、8番畑澤洋子議員、9番斎藤晋議員、1番工藤政彦議員、3番松浦真議員の順序といたします。

5番椎名志保議員の発言を許します。5番椎名志保議員

○5番（椎名志保君） おはようございます。トップバッターでございます。よろしくお願いをいたします。

先日、ようやく3回目ワクチンの集団接種を終え、一息かなと思っておりましたら、配られた町広報6月では4回目接種のお知らせが掲載されておりました。担当課、また応援職員はじめ事業に携わる方々には、再びご難儀をおかけすることになります。よろ

しくお願いをいたします。

そんな中にあり、県内あちらこちらでは、お祭りやイベントも復活の兆しを見せております。ですが、先日、多くの市町村が参加し行われたチャレンジデー、当町は不参加。一体なぜといった町民の声が多く聞かれました。また、今後予定されている行事も、いまだ中止や規模縮小といった措置がとられているものも少なくありません。主催が町ではない催しの幾つかも、町の姿勢に従ってか、しり込みする傾向に見えます。町の積極性が見えない、いつまで町は動きを止めたままなのか、町民からは残念な声も多く届いております。中止や規模縮小だけではない、いかにして通常に開催を戻すか、準備の段階で感染者が出たら、その時点で判断すればいいこと、どうか気持ちを切り替えていただき、ウィズコロナで町の動きを前へ前へと進めていただくように強く願っております。

前置きが長くなりました。それでは、通告に従い、4つの項目について伺ってまいります。

では、大きな1つ目です。実情を捉えた移住定住策をとということで伺います。

著しい人口減少、少子化にあえぐ当町、移住定住対策が大きな課題の一つであります。対策はすれど、一向に人口減少に歯止めはかかりません。地域の将来を考える時に大きな鍵を握るのは、社会を活気づかせ、次世代を支える若者たちの存在。若い世代の価値観を知り、若い世代のチャレンジを後押しすることで、秋田の未来を切り開く道を探るといった趣旨で魁新聞に掲載されている「若者のミカタ」という特集記事があります。その中で、「移住定住と家探し」と題し、4回にわたり当町の移住定住の実情が連載され、課題が浮き彫りとなったところでありました。特に指摘されたのは、町として移住を呼びかけてはいるが、住める家がない、また、その情報すらないといった、移住された方々から聞こえた住まい探しの苦悩でした。増える一方の空き家については、これまで地域おこし協力隊員が業務として移住定住の促進や空き家の活用に取り組み、空き家の所有者や管理者と関係を築きながら、個別の事情を聞き、利活用につなげてきました。すぐ住める空き家、改修が必要な空き家、危険な空き家といった分類がされ、すぐ住める空き家については、必要な方へ橋渡しをするといったことにも取り組まれていたことを記憶しておりますが、現在はそれを業務とする地域おこし協力隊の採用もなく、取り組みの現状はどうなっているのでしょうか、伺います。

○議長（石川交三君） 執行部の答弁を求めます。渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） 5番椎名議員のご質問にお答えいたします。

空き家の利活用につきましては、地域おこし協力隊が取り組んでいただいております。令和2年3月末で退任し、その後、後任の地域おこし協力隊員を住民生活課において募集をしておりましたが、応募がありませんでした。昨年6月からは、まちづくり課におきまして、民間に委託し、移住定住情報発信、地域おこし支援、空き家利活用、また、自らの定住に向けた活動などを活動目標とする地域おこし協力隊員を募集しておりますが、多数の問い合わせや応募はあるものの、年度内の採用には至ってはおりません。この間、空き家などに関する問い合わせは、職員や一般社団法人ドチャベンジャーズが対応しております。

以上でございます。

(機器の不具合等により一時中断する)

午前10時10分 中断

午前10時11分 再開

○議長（石川交三君） 再開いたします。

5 番 椎名志保議員

○5 番（椎名志保君） では続けます。

私も時々、移住定住ポータルサイト「Gojome Living」を開いてみるのですが、空き家情報はいつも同じ物件で、増えている様子也没有。移住者向けに様々な補助制度があっても、そもそも家がないと移住は実現しないといった実際の声も聞かれております。問題は、住める空き家の掘り起こしと、それを貸すことのできる状態にすることではないでしょうか。

(2) 番、手頃な空き家が見つかったとしても、立ちはだかるのは大量に残された家財と家屋の傷みです。空き家となる多くのケースは、高齢となった親が亡くなり、そのまま空き家になってしまったケースで、継ぐべき子が家を離れ、独立している場合がほとんどです。空き家を貸す、借りる、売る、買う、いずれにしても家財の撤去は大きな負担であり、家財の処分に対する町の補助は、移住を目的としたものに限り5万円を限度としているのみです。空き家の利活用に対する補助事業としては、改修等に係る融資の利子補給、融資額200万円上限に対し利子補給率3%といったものや、移住・定住世帯が居住する住宅のリフォームには費用の10%、上限20万円の補助、移住者が中古住宅を購入した後、リフォーム費用を行う際に、費用の15%、上限30万円を補助

するといった事業などがもたれておりますが、移住定住を呼びかけるには決して十分な補助額ではないと感じます。

以上のような補助策をより拡充していただくお考えはありませんか、伺います。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

移住者などのそのリフォーム補助金につきましては、秋田県と町でそれぞれ支援しておりまして、移住・定住世帯が居住する住宅のリフォームでは、県・町補助併用で最大60万円、移住・定住世帯が中古自宅を購入した後のリフォームでは、県・町補助併用で最大90万円を上限として手厚い補助金となっております。

家財道具等処分費補助金につきましては、移住者を対象に5万円を上限として、対象経費の100%を補助しております。

これらの補助金の交付は、近年では、令和元年度にリフォーム補助金2件、令和2年度に空き家家財道具等処分費補助金が1件交付をしております。今後も継続して空き家の利活用と移住定住を推進してまいります。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 5番椎名議員

○5番（椎名志保君） 町長は、そのような補助策を手厚いとおっしゃいましたが、次のような例があります。

（3）番です。他県では自治体が空き家を借り上げ、改修し、移住定住促進住宅として移住定住増につなげている取り組みがあります。その先進地としてよく取り上げるのは高知県の梶原町です。面積の91%を森林が占め、自然豊かな山間の小さな町でありながら、幼稚園から高校まで地域と連携しながら特徴ある教育を進め、高校においては遠くからの入学者に対し寮を完備し、また、海外留学を積極的に支援するなど、とても魅力的な教育が行われています。

移住定住支援策として、住まいの手だては、町が空き家を借り上げ、リノベーションしてリーズナブルな家賃での住居の賃貸を行うといったことや、家を新築したり、持ち家を改築したりする場合は、家づくり支援補助金という制度があり、町産材の利用で新築された方に100万円の助成、増改築には事業費の50%、上限200万円の助成、太陽光・小水力発電、エコ給湯や太陽熱温水器といった新エネルギー施設導入にも補助制度がありました。これら手厚い移住定住対策ができる町財政とはどういうものだろう

と、とても興味を引かれるものがありました。こういった先進地に実際に足を運び、視察することで、参考にすべきことがあるのではないのでしょうか。ぜひ先進地を訪れていただきたいものですが、町長どうでしょうか。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

当町におきましては、平成８年度から５年間、定住促進条例をスタートさせまして、宅地の取得、住宅の取得、公営住宅の入居費などに対しまして補助を行ってまいりました。現在は、起業される方や県が認定する事業所に就職される方などの移住者に対しまして補助金を交付し、移住を進めております。

今後も、高知県梶原町などの先進事例を参考にいたしまして、実情を捉えた移住定住施策を展開してまいります。

以上でございます。

○議長（石川交三君） ５番椎名議員

○５番（椎名志保君） 町だけの問題ではないとも感じております。今後は県と連携して、手厚い支援をご用意いただきたいと願っております。

この空き家の利活用は、若い世代の移住定住を目的とするばかりでなく、町中心部より離れた地域から運転免許を返納した高齢者がスーパーや病院に近い町中心部へ越してくる、希望があればそういった空き家の活用へも結びつきます。そんな意味合いからも、これからのまちづくりにおいて、住める空き家の有効な利活用は本当に必要なことと考えます。

では、（４）番です。「若者のミカタ：五城目町・移住定住と家探し」４回目の連載には、多くの自治体が財政難にあえぎ、移住者に対し住環境を用意できないでいる中、行政にばかり頼っていてもこの状況はなかなか打開しないと、自ら新しい集落のような家をつくろうという移住者の方たちの取り組みが紹介されておりました。町民の１人として、どんな住居ができるのだろう、このことがモデルとなり、どんな波及効果をもたらすのだろうとワクワクするところではありますが、移住者の誰もがこういった取り組みができるわけではありません。住環境の整った場所に安心して移住したい、そんな環境があれば、まだまだ五城目に移住したい人はいる、そういった声もありました。

今回、この質問をさせていただくにあたり、何人かの移住者の方のお話を伺いましたが、口を揃えておっしゃるのは、住まいが一番のハードル、そしてその情報のなさとい

うことでした。今後の移住定住対策を実際のものにしていくためにも、一度、移住の方や不動産業者、リフォームに携わる大工さんや水道事業者の方などにも集まっていただき話し合うことで、何が課題なのかを改めて知るところとなったり、解決の糸口が見つかるかもしれません。そういった話合いの場をもってみるのも得策ではないでしょうか。話合いの場を設定していただくことを提言します。町長いかがですか。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

現在、町が把握しております空き家は317軒で、その内訳は、倒壊などにより利活用できないもの、困難なものが162軒、利活用する際に修繕が必要なものが132軒、居住可能とみられるものが23軒となっております。このうち所有者が売買または賃貸を希望している7軒につきましては、その全てを町のホームページに掲載しております。このほかにも不動産業者に直接依頼している物件もありまして、数件がインターネットで見ることができます。また、固定資産税の納付書には「空き家の適切な管理のお願い」を同封し、空き家や空き地の活用を促しております。

課題となっていることは、利活用できる空き家や空き地が少ないことや、利活用をするためには修繕が必要なことでありまして、移住された方、不動産業などの業者の方々とは、話合いの場を設定しなくてもすぐに連絡がとれる状況であります。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 5番椎名議員

○5番（椎名志保君） 数少ないその住める状態の空き家だそうですが、それを少しでも貸す、売る、所有者が前向きになれるような、そういう手だても必要ではないかと思うところです。実際に不動産業者と移住を希望する方、直接やりとりされているということも伺っておりますが、その後、その家をどうするか、どうリフォームするか、その業者さんの情報もなければ、どういった形でそれをまず実現に移すのかということも、その情報のなさでとっても苦慮しているということも伺っておりますので、一度そういう話合いの場をもつていただくのはということを提言した次第です。そこから見えてくる課題が必ずあり、やはりそこから解決の糸口、またそれを越えた課題となるものが見えてくるのではないかと考えているところです。一度そういう話合いの場を設定していただくことを、まず提言させていただきます。

その記事には、移住者の方から、試しに田舎へ移住してみたいという需要もたくさん

あるのに、住む場所を用意できない地域は移住者を受け入れる機会を逃してしまっているといった手厳しい意見が書かれておりました。移住希望者に対応できる住環境を用意してこそ、声高に移住定住を呼びかけることができるのではないのでしょうか。

また、公営住宅に関しては、長寿命化計画の中で今後検討されていくことと思いますが、移住定住を目的とした公営住宅のあり方も、新たに建設することも含め、空き家の利活用だけではない方策も探っていただきたいと願っております。

では、（５）番、この項目最後の質問です。

私はこれまで、特に若い世代を町に引き留める定住の手だてとして、空き地の活用も提言してまいりました。空き家を解体した後の空き地に戻る予定のない相続人が固定資産税を払い続けている、土地を放したい人と家を建てるために土地を必要としている人、そこをつなげられないか、その情報を空き地マップとしてホームページ上で発信できないかを再三提案してまいりましたが、なかなかかなえていただけずにあります。固定資産税の納付書を送付する際に、一言そういうことを付け加えてお送りしているということも伺っております。

地方税法第３４９条の３の２では、人が居住する家屋の敷地とされる土地について、固定資産税の課税標準が本則の６分の１、２００㎡を超えるものについては３分の１と規定されています。それが家屋を解体することで、税額は本則に戻るようになります。そういったことが聞こえてか、住民の間では、空き家を解体すると固定資産税が６倍になるといったこともささやかれ、実際はそこまでではないのですが、そのこともあってか、なかなか空き家の解体に踏み切れずにいるといったことも聞こえております。管理の行き届かない空き家がネズミやハクビシンなどの住み家となっている例も、町内で実際に見られるようになってきました。解体した後の土地が定住を目的としたことに有効に活用されるために解体を促す。そのために固定資産税を減免するといったことをご検討いただけないのでしょうか、伺います。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

空き地の活用に関しまして、先月、固定資産税納税通知書を発送する際に空き地バンクの開設を検討するためのチラシを同封いたしましたところ、数十件の問い合わせがありました。空き地バンクを開設した際は、問い合わせのあった方へご連絡することとしております。

また、空き家解体後の固定資産税が6倍になるというご認識につきましては、宅地にある住居を解体した場合、地方税法に規定されている小規模住宅用地特例措置の適用がされなくなるとの認識からだと推測されます。この特例措置は、住宅用地分の評価額に対するものであることから、固定資産税全体から見た場合、住居分の課税標準額がなくなることによって特例措置の適用がなくなっても、土地や家屋の所有状況によっては税額が安くなる場合があることをご承知おき願いたいと存じます。

解体を促すための固定資産税の減免につきましては、移住定住いただく方に対しまして、固定資産税の減免または固定資産税相当額の支援制度などにより税に対する公平感を維持しつつ、関連各種計画との整合性を図りながら、移住定住促進に向けた対策に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 5 番 椎名議員

○5 番（椎名志保君） その間違った捉え方ですね、固定資産税が家屋を解体すると単純に6倍になるという、うわさというか、そういう声が聞こえておりますので、正しい情報というものも例えば町の広報などで発信していただき、それがまた解体を促し、土地の有効活用につながるといったそういう手だてもしていただきたいと存じます。

その固定資産税の減免ということを提言したわけですが、家屋の解体については、また解体費用もたやすいものではないので、その部分についても補助していただきたいわけですが、家屋の解体については、倒壊の危険のある空き家に対してのみ25万円を限度とし補助されているだけです。解体後の土地を有効活用しようとする方も補助対象とするなど、制度の拡充もご検討いただくことと、家を建てようと土地を探している人への売り地の情報提供として、空き地マップを「Gojome Living」に掲載していただくなど、定住促進策も移住策と併せて進めていただくよう提言するものであります。

今回、魁の紙面に大きく取り上げられたことにより浮き彫りにされた課題を、今後、町がどう解決し、移住定住につなげていくのかが注目されます。この記事で町の背中が押され、大きな一步を踏み出されることを願っております。

では、大きな2番です。地域図書室「わーくる」の今後の運営について伺います。

町民待望の地域図書室「わーくる」が開室してから1年が経ちました。3月定例会の教育長の施政説明で、令和4年2月末で利用者数7,458人、貸出冊数7,919冊

と、当初の目標値を大きく上回っていることが伝えられました。この１年の利用実績を改めてお知らせいただくとともに、１年の振り返りをお聞かせください。

○議長（石川交三君） 執行部の答弁を求めます。畑澤教育長

○教育長（畑澤政信君） ５番椎名議員のご質問にお答えいたします。

地域図書室「わーくる」が１年を経過し、多くの皆様からご理解とご協力をいただき、当初の目標を達成することができました。

そこで、この１年間の実績についてであります。年間の利用者数は、８８９人、貸出冊数は、５３０冊となっております。年代別利用者数は、６０代、７０代以上が多く、１０代、２０代、５０代が少ない状況となっております。時間帯別利用者数は、１４時、１５時の利用が最も多く、全体の４２．１６％となっており、閉館前の１８時３０分の利用者数は、全体の０．５％となっております。

教育委員の皆様からは、蔵書を増やす必要があり、町に関係する蔵書が少ない。１９時の閉館は遅く、利用者の滞留時間が短い。高齢者のために地区公民館に本があればいい。移動図書館があればいいなど、ご意見やご提案をいただいております。

今後は、皆さんの声を反映させるとともに、読書活動の推進が図られるよう努力してまいります。

以上でございます。

○議長（石川交三君） ５番椎名議員

○５番（椎名志保君） 今年度から専従職員として１名の会計年度任用職員の方が新たに採用され、２名体制になったことは、とてもありがたく思っているところです。「わーくる」も秋田県図書館協会に加盟されていると伺っておりますので、協会が行っている市町村図書館職員向けの研修会にどんどん派遣していただき、スキルを身につけていただきたいものと望んでおります。

また、生涯学習課には「わーくる」担当職員もいらっしゃり、運営を話し合いながら行っていると伺っておりますので、その職員の方にもぜひ受講していただき、日々の業務のみならず、ミニイベントなどの試行についてもアイデアを出し合いながら「わーくる」職員との関係を密にし、チームとして業務にあたられていただきたいと望むところでもあります。よろしくお願いいたします。

（２）番です。この１年で、図書の貸出業務、配架、コーナーの設置やおはなし会による読み聞かせ会の実施など、運営が軌道に乗ったと認識しております。地域図書室の

開設については、町民の念願だったこともあり、五城目小学校新校舎建設に際し、「みんなで創ろう！学校とまちが会う地域図書室」と題したワークショップも併せて開催され、町民の方たちからたくさんの意見が寄せられたところでありました。それが「ごじょうめ未来ノートⅡ」にまとめられております。「近隣の施設と競い合わず、五城目ならではの図書室を目指したい。」「子連れ、中高生、高齢者など幅広い世代が利用しやすい環境を整えてほしい。」「本好きじゃなくても集まれる小さなイベントやサークルがどんどん生まれるような場所へ。」「地域図書室が学校や学童と連動していけるようにしたい。」など、たくさんの意見がありました。ワークショップに集った町民は、そこでの意見がどう生かされ、どんな魅力的な図書室になるかを期待しています。

日々の運営が軌道に乗った２年目から、いよいよ展開が始まると期待しております。町民が足を運びたくなる仕掛けや魅力的な「わーくる」にするため、どんなことをお考えか、お聞かせください。

○議長（石川交三君） 畑澤教育長

○教育長（畑澤政信君） お答えいたします。

地域図書室を核とする地域に開かれたエリアについて、ワークショップでは様々な声が寄せられました。その中から一つでも多く取り入れ、町民が利用しやすいよう近隣の図書館などとも連携し、五城目ならではの地域図書室を目指したいと考えております。

そこで、今年度は、月ごとや季節ごとに合わせた企画展示を計画しております。また、講師を招いての講演も予定しております。こうした企画や講演会を通して、町民の皆様への読書への関心を高めてまいります。さらに、新事業として各地区公民館への図書返却、キッズコーナーの設置、昨年度要望が多かった蔵書の予約制の導入などを行ってまいります。

２年目を迎え、ただ来室者を待っているのではなく、こちらから積極的にアプローチして本を手にするきっかけづくりを展開し、より多くの町民の皆様から親しまれる地域図書室を目指してまいります。

以上でございます。

○議長（石川交三君） ５番椎名議員

○５番（椎名志保君） 数々の企画がご用意されているようで、私も今から楽しみでございます。

今年度採用された会計年度任用職員の方は、健康福祉課で行われている乳児健診で赤

ちゃんとその保護者に読み聞かせをして絵本を手渡し、絵本を介して親子が心触れ合うひとときをもつきっかけをつくる活動であるブックスタート事業に携わられている保育士資格を持つ方と伺っております。小さい子供や若い保護者をブックスタートから「わーくる」へつなげ、読書習慣の定着へと導く、「わーくる」は子育て支援の場にもなり得るのではないのでしょうか。課を越えて取り組んでいただきたいものと願っております。

(3) 番です。11時という「わーくる」の開館時間に対し、町民の方々から多くの声が届いております。今月の広報で1日より10時半の開館のお知らせがあり、一歩前進したなとうれしく思いましたが、通告の時点では11時開館でしたので、そのまま質問させていただきます。ご了解ください。

11時の開館に対しては、ある町民の方から、開館と同時に訪れ、いろいろ本を見て回ると、すぐにお昼になる。室内で飲食はできないので、家に戻って昼食をとってまた足を運ぶという気にはなかなかない。午前中で本を選び終えたいのだがといった声や、朝の早い高齢者からは、11時はお昼だとも。また、こども園の大川分園に足を運んだ折には、子供たちを連れ、たくさんの絵本に触れさせたいのだけれど、11時の開館と同時に訪れても、すぐにお昼になる。昼食の時間もあるし、その後のお昼寝もずれ込んでしまう。もっと早く伺うことができればといった声もありました。

開館時間のことは担当課と直接やりとりさせていただいており、10時開館の提案に対し、会計年度任用職員の労働時間の関係もあるのか、なかなか考慮していただけませんでした。町民にとっては、「わーくる」の職員が町の職員であろうが会計年度任用職員であろうが関係のないことです。そういったことこそ、役場の都合ではなく、利用者の側に立った視点が必要ではないのでしょうか。「はちパル」内の八郎潟町立図書館は9時開館です。井川町子育て支援多世代交流館「みなくる」内にある読書ルームも開館は9時です。せめて10時には開館し、より利用していただける図書室を目指すべきではないのでしょうか。10時の開館、教育長いかがですか。

○議長（石川交三君） 畑澤教育長

○教育長（畑澤政信君） お答えいたします。

昨年の4月開設以来、地域図書室「わーくる」は、平日午前11時から午後7時まで、土曜・休日は午前9時から午後5時までの開室で行ってまいりました。1年を経過し、これまでの利用状況や利用者からのアンケート内容を踏まえ、6月からは開室時間を平日は午前10時30分から午後6時30分に変更しております。

今後、変更後の利用状況やアンケート結果などを検証し、利便性を高めることができるよう、よりよい運営に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 5 番椎名議員

○5 番（椎名志保君） 前向きに考えていただきたいと思います。来月には夏休みにも入ります。中高生の利用も考えられることから、夏休みの開館時間も併せて検討していただくようお願いいたします。

では、（4）番です。安全対策について伺います。

先日、学童施設を訪れ、お話を伺ってもしましたら、入口にあった盾のようなものが目に入り、聞きましたところ、不審者が入ってきた時に防御するために設備されているとのことでした。

では、「わーくる」の安全対策は万全ですか。「わーくる」は不特定多数の方の出入りが見られます。不審者の対応といった安全対策、また、火災や大きな地震の際など、利用者の避難誘導といったマニュアルや職員への指導は不可欠ではないでしょうか、伺います。

○議長（石川交三君） 畑澤教育長

○教育長（畑澤政信君） お答えいたします。

幅広い年齢層の方々が地域図書室を利用しており、常に危機管理体制を整えておくことが必要であります。現在、安全対策として、生涯学習課職員や体育館・町民センターの管理人が巡回を行っているほか、防犯対策として、さすまたを設置したところであります。また、火災や大きな地震の際の対策としては、小学校で行う避難訓練に参加しているほか、隣接するすずむしクラブとも連携を図りながら対応しております。

今後も安全対策、防災対策を十分行い、安全で安心な施設となるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 5 番椎名議員

○5 番（椎名志保君） 特に放課後には多くの児童の利用も見られますので、安全対策については職員の方に伝え、徹底していただきたいものと願っております。

その放課後の児童の利用ですが、14時から15時までの間の利用者が一番多いという先ほどの報告でしたが、明らかに学童と思える利用の仕方や、スポ少の時間までの待

機場所となっている光景も見受けられております。本を読むでもなく、お友達とワイワイしたり、走り回り、職員がたしなめる場面が幾度もありました。いろいろな活用の仕方を望むわけですが、「わーくる」は図書室です。そこは決して揺らいではいけないのではないのでしょうか。

雀館には、かつて児童館がありました。「わーくる」がそういう機能も持ち合わせているのなら、防災行政無線の「よい子の皆さん」で帰宅を促すことも必要です。図書室の使い方においても、最低限のルールやマナーを伝えるのは必要なことではないかと考えます。昨年度、図書館の使い方の指導のため訪れたクラスは、たった1クラスだったそうです。「わーくる」の使い方に限らず、今後、公共の図書館を利用することもあるでしょう。学校教育の場でそういった機会も必要ではないのでしょうか。教育長、学ぶ機会、そういう学校教育の場で設けることに対してお考えはどうでしょうか。

○議長（石川交三君） 畑澤教育長

○教育長（畑澤政信君） お答えいたします。

先ほど椎名議員からいろいろご指摘のありました問題については、教育委員会にも声が届いております。今後、学校ともいろいろ連携しながら、図書室にふさわしい活用の仕方を考えていきたいというふうに思っております。

また、多くの子供たちに利用していただきたいというふうにも思っておりますので、保護者が迎えにくるまでの間の利用の仕方、あるいはスポ少までの利用の仕方等、いろいろあると思いますので、そういったところもこの後いろいろ運営について、地域図書室の職員、あるいは生涯学習課の職員、学校の先生方ともいろいろ協議して、よりよい図書室のあり方を求めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 5 番椎名議員

○5 番（椎名志保君） 先ほど教育委員の方の話合いの中にもあったそうですが、依然蔵書の少なさを指摘する声が町民のほうからも後を絶たない状態があります。図書購入費の増額に今後ともご努力いただくことをお願いするわけですが、例えば伊藤忠記念財団や国立青少年教育振興機構の読書活動への助成や、科学のおもしろさ、素晴らしさを届ける理化学研究所の科学書籍の寄贈先募集などといったこともあります。そういった図書に対する助成事業に積極的に応募もしていただき、蔵書を増やすことにもご努力いただきたいと願っております。

また、これまで読書通帳の導入や介護予防手帳のはつらつポイントと連動させることも提案しております。「越える学校」の敷地内にある、「越える図書室」です。課を越えての取り組みを期待しております。

「わーくる」に対しては、たびたび足を運んでもおり、個人的にも並々ならぬ思いがあります。まだまだ言い尽くせませんが、どうか今後ますます地域住民に愛される図書室でありますよう、展開を楽しみにしております。よろしくお願いいたします。

では、大きな3番です。社会福祉協議会との連携強化をということで伺います。

健康福祉課、地域包括支援センターにおいては、日々の業務量の多さに加え、ワクチン接種事業などもあり、多忙を極めていることと存じております。そういった状況を改善するためにも、以前から社会福祉協議会の連携をより進め、町民福祉のさらなる向上と職員の負担軽減にも努めていただけないかを委員会の中で提言しておりました。何か進んだことはありますか、伺います。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

町では社会福祉協議会に、委託事業として、要支援者のケアプランを作成する介護予防ケアマネジメント業務、高齢者の非課税世帯に対し、週1回昼食を提供する配食サービス事業、補助事業としては、ボランティア養成や地域福祉推進を目的とした地域福祉総合推進事業、屋内ゲートボール場管理運営などを実施していただいております。このほかには、コロナワクチン集団接種時に従事者が不足した場合に社会福祉協議会から職員を派遣してもらい、協力しながら事業を進めております。

今後とも町と社会福祉協議会で定期的な協議の場を設け、相互の事業を検証しながら、地域福祉の推進に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 5番椎名議員

○5番（椎名志保君） では、（2）番に続くわけですが、その社会福祉法の改正により、昨年4月より重層的支援体制整備事業が施行され、県内幾つかの市町村も手を挙げ、地域福祉充実のため取り組んでいるところです。これまでの社会保障制度は、生活保護、高齢者介護、障害福祉、児童福祉など、別々の制度で専門的な支援を充実させてきました。しかし、一つの世帯に複数の課題が存在している状態、例えば80代の親が50代の子の生活を支える8050問題や、介護と育児の両方を抱えるダブルケアの問題、家

族の介護や看護などを余儀なくされているヤングケアラーの存在など、住民が抱える課題が複雑化・複合化する中で、従来の支援体制ではケアしきれないケースが増えてきました。重層的支援体制整備事業は、そういった複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う事業であり、まさに今の時代に即した支援事業であると考えます。

先日、町の社会福祉協議会にお邪魔し、お話を伺った折、その事業を社協でやらせていただけないだろうかとのご相談を受けました。社会福祉協議会は、住民主体、住民参画による地域福祉を推進する民間団体であり、令和2年に策定された五城目町地域福祉計画の中でも、行政計画である地域福祉計画と社会福祉協議会の民間計画である地域福祉活動計画は、五城目町における地域福祉の推進における2つの大きな柱と位置づけられ、共に連携・協働を図りながら計画の推進を図っていくとうたわれております。

社会福祉協議会では、これまでも相談業務をはじめ、町から委託された福祉サービスの提供や介護保険、医療保険、障害福祉サービスの提供などを行っており、社会福祉士の有資格者が2名いらっしゃいます。さらに重層的支援体制整備事業を受託し行っていることで、町民の相談窓口が増え、町と連携し、町民の抱える問題の解決に導くことができるのではないのでしょうか。そして、そのことが健康福祉課や地域包括支援センターの負担軽減を図ることにもならないのでしょうか。国に対し事業申請をしていただけないか、町のお考えを伺います。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

重層的支援体制整備事業につきましては、既存の支援機関を生かして、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備し、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う事業と承知しております。

事業を実施する場合には、実施主体は町になります。7月に県主催の研修会が開催されますので、包括的な支援体策の構築に向けた取り組みに際しまして連携が不可欠な社会福祉協議会職員とともに出席し、実施に向けて準備を進めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 5 番椎名議員

○5 番（椎名志保君） 町の地域福祉計画の中には、地域福祉活動の連携として、社協と

連携し、共通認識を形成し、情報交換や協議の開催に努めるとともに、地域ケア会議を積極的に行い、ネットワークを構築し、地域に不足するサービス提供に努めるともうたわれておりました。また、町の行政計画である地域福祉計画は、第1次として2020年から25年の6年間、社協で策定している地域福祉活動計画は、第3期として2019年から2023年の5年間と設定されており、計画期間にずれが生じております。社協が町の地域福祉を担うのであれば、上位計画であり、地域福祉計画に基づき、地域福祉活動計画を進めるのが望ましいと考えます。このことは以前にも提言も申し上げておりましたが、計画期間を統一することや内容のすり合わせといったことも今後必要ではないかと考えるところであります。ご検討いただくよう、よろしくお願いをいたします。

町と社協、十分な連携を行い、住民が抱える複雑化・複合化した課題を解決に導き、地域福祉により寄与していただきたいものと願っております。よろしくお願いをいたします。

では、最後の項目4番です。コミュニティ生活圏形成事業の今後の取り組みはということ伺います。

馬場目地区で行われているコミュニティ生活圏形成事業に関しては、3月定例会の町長の施政説明の中で、地域交通の構築に向けて先進地の視察を行ったことや、首都圏への山菜などの共同出荷に取り組むGB部会では、関係人口の創出・拡大に取り組んでいるとの説明がございました。引き続き馬場目地区の地域活動を支援していくとともに、他地区における横展開の可能性を検討していくとのことでした。他地区からも、こちらのほうでも取り組んでもらいたいものだなといった声が聞かれてもおり、今後、他地区での取り組みをどう支援していくのか、住民主導の課題解決に向けたきっかけづくりをどう行っていく考えなのかを伺います。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

馬場目地区におけるコミュニティ生活圏形成事業も3年目へと突入しております。これまで4つの部会を形成し、事業展開を図ってきましたが、現在、GBビジネスにおいては、山菜や野菜など小規模ながらも、首都圏のスーパーをはじめ、ふるさと五城目会の皆様方より注文をいただき、随時発送している状況であり、また、カフェ部会におきましては、月に一度イベントなどの開催と合わせ、ランチを楽しむといった内容で、大変好評をいただいております。ただ、交通部会、営農部会につきましては、地域におい

でも難題であり、人口減において地域の特性に合った効果的な方法を毎月の運営委員会で検討している状況でございます。

他地区への横展開につきましては、今後、各地区での話合いの場を設け、地域課題などを検討し、地域の特性に合った事業展開につなげてまいりたいと考えております。

また、馬場目地区における活動の中でもG Bビジネスは活動が集中する時期などがありまして、そういった時期に他の地区においても同様の展開ができれば、より効果的な取り組みとなることも考えられることから、これらの事例について紹介しながら、皆さんで検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 5 番椎名議員

○5 番（椎名志保君） では、（2）番です。今年度、集落支援員が2名配置されております。具体的にどういう役目を担っていただくのかということを通告しておりましたが、先日の町長の行政報告の中で、お一方には引き続きコミュニティ生活圏形成事業を主な業務として、馬場目地区を中心に地域住民との話合いや各種活動をご支援いただくこと、新たに採用された方には、町内全域を担当し、集落状況の把握、地域の巡回、高齢化社会に対応できる地域づくり活動のため話合いの開催、また、共同でコミュニティ生活圏形成事業の推進に取り組んでいただくとありました。今後、この事業を他地区でも取り組むことが必要であり、集落支援員の方にはぜひともその足がかりをつくっていただきたいものと考えますが、町のお考えはいかがでしょうか。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

今年度は集落支援員2名を配置し、昨年度同様、馬場目地区のコミュニティ生活圏形成事業を主な業務とし、地域住民との話合いや各種活動を支援していただいております。新たに委嘱した集落支援員1名につきましては、コミュニティ生活圏形成事業のほか、地域包括支援センターと連携を取りながら高齢化社会に対応できる地域づくり活動に取り組んでいただいております。

なお、他の地区へのコミュニティ生活圏形成事業については、馬場目地区での取り組みを広く周知、紹介しながら携わっていただくこととしております。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 5 番椎名議員

○５番（椎名志保君） 新たに採用された方は社会福祉士の有資格者でもあると伺っております。包括とやりとりをされ、地域づくりに関わっていらっしゃるということを伺いましたが、さきの質問で提言いたしました重層的支援体制整備事業の一翼にもなっていていただくなど、課を越えての取り組みにつなげるためにも、地域の中にどんどん入っていただき、実情を伝えていただくことを望んでおります。

以上をもちまして私のこのたびの一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（石川交三君） ５番椎名志保議員の一般質問は終了いたしました。

議場内換気のため、暫時休憩といたします。再開は１１時１０分といたします。

午前１１時０１分 休憩

.....